

# 申請要領 授業料免除等

(高等教育の修学支援新制度)

令和7年度 前期 在学生

## 学部生用

(留学の在留資格を有する者を除く)

※在留資格が留学の学部生及び大学院生はこの要領の対象ではありません。該当の申請要領に従い申請をしてください。

※すでに給付奨学金生として採用されており、修学支援新制度による授業料減免を受けたことがある学生は2ページ目の★3を参照してください。

### 【授業料免除】

2020年以降入学の学部学生（留学の在留資格を有する者を除く）には、国の制度である「高等教育修学支援新制度」により、授業料減免を行います。

授業料免除を希望する農学部及び工学部の学生で日本国籍を有する者及び永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者は日本学生支援機構へ給付型奨学金の申し込みを行い、本要領指定の申請書類を提出することで、給付奨学生に採用された際には採用区分に連動して授業料が減免されます。

また、令和7年度から開始される多子世帯の無償化についても、「高等教育の修学支援新制度」の枠組みの中で実施されます。

### 【授業料徴収猶予】

授業料の納入期限の延長申請を希望する学生が提出してください。

許可された場合、前期授業料は8月末まで、後期授業料は2月末まで徴収が猶予されます。各期に申請が必要です。

※免除申請者の授業料は結果発表まで徴収猶予されます。

※免除結果発表後、一部免除者・不許可者の納付期限は口座振替の方は結果発表月の27（金融機関が休業日の場合は翌営業日）、振込用紙の方は結果発表月の月末です。

## 【対象者】

- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金に申し込む予定の者、申請中の者
- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金を受給中の者
- ・授業料の徴収猶予を希望する者

※授業料の徴収猶予のみを希望する者は担当窓口にお問い合わせください。

- ・多子世帯の学生で、授業料の免除を希望する者

※多子世帯の要件は、①生計維持者が扶養する子どもが3人以上いる世帯で、②奨学生自身が生計維持者に扶養されていることです。多子世帯であることの判定は、日本学生支援機構において実施されるため、多子世帯の学生も給付奨学金に申請が必要です。

## 【申請方法】

以下2つの申請が必要です。

1. 日本学生支援機構へ給付型奨学金を申し込む（徴収猶予のみを希望する学生は除く）
2. 本要領の案内に従い申請書類を準備し、申請期間内に提出する

## 【申請期日・提出方法・担当窓口】

申請書類を、申請期間中に担当窓口へ提出してください。※土日祝日は除く

所属	申請期間	担当窓口		
農学部	2025年3月13日(木) ～3月14日(金)	府中地区学生支援室 学生生活係	042-367-5579	a-gkall@cc.tuat.ac.jp
工学部	2025年3月17日(月) ～3月21日(金)	小金井地区学生支援 室学生生活係	042-388-7011	t-life@cc.tuat.ac.jp

※やむを得ない事情で期日内に申請が困難な場合は、必ず事前に各担当窓口で相談してください。申請期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても受け付けません。

## 【申請書類】

	書類	提出対象者
1	A様式1 (授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)	給付型奨学金に申し込み予定、申請中の者 多子世帯の学生で授業料免除を希望する者
2	授業料徴収猶予願	徴収猶予を希望する者

- ★1 他団体が実施する支援事業等が給付型奨学金の併用不可としている等の理由で、給付奨学金を利用せず、授業料減免のみを希望する学生は、給付型奨学金に申し込んだうえで、その認定後に給付型奨学金の受給を「停止」することができます。在学中に他支援が打ち切られた場合には給付型奨学金の受給の「停止解除」をすることもできますので、状況の変化に円滑に対応できるように、給付型奨学金への申し込みを推奨します。
- ★2 ★1の内容を理解したうえでなお、何らかの事情により給付型奨学金の申し込みを希望しない学生は担当窓口にてメールにてご相談ください。
- ★3 給付奨学金採用時にA様式1を提出して修学支援新制度の対象となった学生は、給付奨学生の在籍報告(4月、10月)を滞りなく行うことにより、修学支援新制度による授業料減免の継続の意思があるとみなされます。その他に修学支援新制度による授業料減免の継続に係る手続きは不要です。  
ただし、授業料の免除額は、給付奨学金の支援区分及び給付状況と連動するため、給付奨学生としての認定が取り消されたり、支給が停止したりするときは授業料・入学料の減免の対象になりません。

## 【発表予定日】

前期は6月頃、後期は12月頃 通知文書にて発表。

発表前にJASSOより給付型奨学金振込が行われる場合があります。

## 【発表後の流れ】

免除/徴収猶予申請者は、申請結果が発表されるまで授業料は納入しないでください。

### 授業料免除申請者

全額免除者	納入は不要です。
一部免除者/不許可者	<p>預金口座振替手続きをされた預金口座から授業料の決定額(半額もしくは全額)を引き落としますので、発表日に指定される期限(口座振替日)の前日までに入金願います。</p> <p>※猶予された場合、諸事情によりやむを得ず預金口座振替手続きをされていない場合は、連帯保証人(留学生は本人宛)に振込依頼書を送付いたしますので、金融機関でお支払いください。その場合の、振込手数料はご負担願います。</p> <p>なお、発表後の授業料徴収猶予を希望する場合は、予め申請(授業料免除と同時)を行ってください。(納付を一定期間猶予する選考を行います。)</p>